平成２９年（フ）第２９４９号
大阪府門真市新橋町21番18号
債務者　河田考央こと日名孝夫こと　朴　利
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６４号
大阪府豊中市庄内東町４丁目13番５―303号
債務者　橋爪　義雲（旧氏名松田義雲・橋爪一郎）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９７１号
大阪府東大阪市新庄４丁目15番15号
債務者　川端　純子（旧姓黒岩）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９７５号
大阪府東大阪市神田町９番18号　サンフラット　501号
債務者　畑野　正勝
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３９号
大阪府大東市北条３丁目８番８号
債務者　住谷　孝義
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４５号
大阪市住吉区墨江４丁目12番５号
債務者　岸部　憲義（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４９号
大阪市平野区加美東５丁目４番５号　ラ・ヴィーダ501、前住所大阪市平野区加美東４丁目15番21号加美グリーンハイツ502号
債務者　木曽　智美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５０号
大阪府東大阪市六万寺町２丁目１番５号、前住所大阪府東大阪市横小路町４丁目７番23号コーポ飯島206号
債務者　西本真由美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０７５号
大阪市都島区高倉町１丁目９番11号　ヴィラ五月　102号
債務者　アイセキこと　長田　　孝
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０９０号
大阪府寝屋川市香里西之町14番24号
債務者　西村ヒフミ
法定代理人成年後見人　堂園　禮子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０９１号
大阪市北区長柄中２丁目１番14号　メディーパーク　102号室
債務者　板倉　　薫
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０９７号
大阪府吹田市藤が丘町18番41号（203）、前住所大阪府吹田市岸部南１丁目20番19号（303）
債務者　鳥居　悠子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０４号
大阪市住吉区我孫子東１丁目13番５―706号
債務者　板倉喜美子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３号
奈良県天理市東井戸堂町446番地１　ふぁみーゆ音無111号
債務者　大久保寛士
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
和歌山県田辺市南新万４番６―201号
債務者　中楠　宗一
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１４６号
香川県高松市多肥下町1555番地９　サーパス太田公園308
債務者　川上　小幸（旧姓須山）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５１号
香川県高松市田村町1179番地　市住２―310
債務者　上田　敏之
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係